

## 2. 沿 革

### 【下越福祉行政組合】

昭和 35 . 7 「新潟県下越精神薄弱児施設一部事務組合」設立  
(児童福祉法第42条に基づく精神薄弱児施設の設置及び管理運営  
に関する事務)

昭和 36 . 6 精神薄弱児施設 いじみの学園開設認可(定員50人)

昭和 42 . 3 いじみの学園新居住棟完成

昭和 42 . 4 いじみの学園の定員を80人に変更

昭和 44 . 10 組合の名称を「新潟県下越福祉厚生施設一部事務組合」に変更  
生活保護法第38条に基づく救護施設の設置及び管理運営に関する  
事務を追加

昭和 45 . 3 ひまわり荘第一期工事竣工

昭和 45 . 4 救護施設 ひまわり荘開設認可(定員50人)

昭和 46 . 4 ひまわり荘第二期工事竣工し、定員100人に変更

昭和 53 . 6 組合の名称を「下越障害福祉事務組合」に変更

昭和 54 . 3 いじみの寮居住棟完成

昭和 54 . 4 精神薄弱者福祉法第18条に基づく精神薄弱者更生施設の設置及び  
管理運営に関する事務を追加

昭和 54 . 5 精神薄弱者更生施設 いじみの寮開設認可(定員50名)  
いじみの学園の定員を30人に変更

昭和 55 . 3 いじみの学園・寮共用棟完成

昭和 57 . 12 ひまわり荘体育館完成

昭和 60 . 8 「伝染病舎事務」を新発田地域広域事務組合から承継し、病舎名称  
を「下越広域伝染病舎」に変更

昭和 62 . 10 ひまわり荘食堂増設工事完成

平成 7 . 3 いじみの学園居住棟完成(全面改装)

平成 9 . 11 黒川村にひまわり荘完成(移転改築)

平成 11 . 4 施設名称を「精神薄弱児施設」「精神薄弱者更生施設」から「知的障  
害児施設」「知的障害者更生施設」に変更

平成 11 . 4 「伝染病舎事務」を「旧伝染病予防法により設置した隔離病舎の管理  
に関する事務」に変更

平成 15 . 7 構成団体の「豊浦町」が「新発田市」へ編入合併

平成 16 . 4 構成団体の「水原町」「安田町」「京ヶ瀬村」「笹神村」が新設合併  
により脱退し、「阿賀野市」が加入

平成 16 . 4 構成団体の「水原町」「安田町」「京ヶ瀬村」「笹神村」が新設合併  
により脱退し、「阿賀野市」が加入

平成 17 . 3 構成団体の「豊栄市」が「新潟市」へ編入合併し、「新潟市」が加入

平成 17 . 5 構成団体の「紫雲寺町」「加治川村」が「新発田市」へ編入合併

平成 17 . 9 構成団体の「中条町」「黒川村」が新設合併により脱退し、「胎内市」  
が加入

平成 18 . 10 施設名称を「知的障害者更生施設」から「障害者支援施設」に変更

平成 20 . 4 構成団体の「村上市」「荒川町」「神林村」「朝日村」「山北町」が新設  
合併により脱退し、「村上市」が加入

平成 24 . 4 いじみの学園の施設名称を「知的障害児施設」から「福祉型障害児  
入所施設」に変更し、定員を5人に変更  
いじみの寮で、新体系サービス(日中の「生活介護」・夜間の「施設  
入所支援」)を開始し、定員を75人に変更

平成 30 . 5 中井さくら園開設(いじみの寮・学園の移転開所)

令和 2 . 4 新発田地域老人福祉保健事務組合の事務及び財産を承継し、  
組合の名称を「下越福祉行政組合」に変更  
「新発田地区救急診療所」の平日夜間の診療時間の見直し実施  
(30分短縮)

令和 4 . 4 救護施設ひまわり荘の定員を90名に変更

令和 5 . 4 養護老人ホーム あやめ寮の定員を75名に変更  
養護老人ホーム ひめさゆりの定員を60名に変更  
中井さくら園に相談支援事業所を開所

令和 6 . 5 「下越広域伝染病舎の管理事務」を廃止

令和 6 . 10 中井さくら園にて医療的ケア児の短期入所(日中受入)を開始

令和 7 . 4 中井さくら園にて医療的ケア児の短期入所(夜間受入)を開始